

特定非営利活動法人島田市スポーツ協会入会金及び会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第8条の規定により、入会金及び年会費（以下「会費等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の額)

第2条 会費等の額は、次のとおりとする。

(1) 入会金	評議員	ア. 個人	2,000 円
		イ. 団体	10,000 円
(2) 会費（1年間分）	評議員	ア. 個人	1,000 円
		イ. 団体	登録人数×50 円（10,000 円 未満の場合は 10,000 円）
	賛助会員	ア. 個人 1 口	1,000 円
		イ. 団体 1 口	5,000 円

(会費等の納付)

第3条 会員は、毎年6月末日までに定款第8条の規定に基づき会費等を納入しなければならない。

(設立当初の特例)

第4条 設立当初の入会金については、法人設立に関わった個人、団体について免除する。

(変更等)

第5条 第2条の会費等の額の変更等は、総会の議決を経るものとし、その他必要な事項及び変更等は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。